赤橘花

ゆふかの雲のよそにたちしかとそらに月のかたらひ世をれ波

しられてこすまろくしうるくこ
ゆくとくさ　はいわまれし　信明集

おきの翠くさりわくきれのるこのわはいと海
しる

はうをのふくよつけてとそとをれ
おきろくなくをとをとをとを　後撰十二中秋

もしとそるの兵部のこと

別枝にあるる

故常陸のみこ　業経塔銘のこと奥にみそらに

貞純親王　寛弘六年閏十二月廿日

代明親王　延喜廿二年閏廿月廿日

元長親王　康保三年閏廿七日

北外常陸大守に任ずる親王にをくられん拙花と
しるるへの元巻天皇承和五年閏月に任常陸
大守給ふれらめ故

きしとそるつきくしひをとをしつとき
ふしの三のそりていまくやうそあるん

琴詩酒友皆抛我　雪月花時尤憶君　題

今日北窓下　自問何所為　彼此得三友

三友者為誰　琴棋詩酒是　酒徒輙今得

三友遂相引　琴徒輙難尋　一弾悠中心

一詠暢四支　酒徒中有間　以酔放縱之　文無定北窓三友

一詠賜四文　猶恐中有間　以酔旅縫之　北宮三文

きゝしつゝ人こつゝあはれ
このねときゝしらんのあはれなれく
いまはたゝそとしもなくうき　哀
蒙求云　伯牙絶絃　注曰列子伯牙鼓琴志在高山鍾
子期曰善哉〻若大山在流水期曰洋〻若江河及
期死伯牙遂絶絃不復鼓琴痛知音之永絶
かやうの所よこゝろしらしぬるのにしあはれなる
まことにあはれ

うりかのとりける女中将姫事被殺女十七歳にて
母くれぬしとめ一人のこりてあれにやとなれ
こはらそりてさく寂殿ちる河の御たゝ野の
やうよるのこゝよゝき此太政大臣御願あめく
曽篤しまうて縁とて二の家のまへとゝきぬと
あひくしぬつゝかつこ荒さてぬらとまうてゝ
あるよのさゝめとこ縁くへさの女のみるとて二あれ
まるからしめつゝよろよるをたりけるに人
ありけるやき所よふかうけなりもとみすとし
三まうくれとあはれにたはまされて曽篤しまうて
くうひてあるひたまとちてくみそのぬしやつこ荒
ひろ見つる人の心てかへりてゆるしあれにこの家
そうまりぬれとよ河の所あまりうらてけなる
ぬうらふあうらし人此心うれていくらひし所
まかる見ところまほらよりさしてくのまさる
川くらふ人のりあるく心よまつるそてれいてさつくさ
木此たしきたなと時をやまれぬのつゝぬしる記
やくあくれも心かうゝしの孫をされてきこゆつと
月をけいくまなくもしくて此ゆてきまさすみなるり
くろことにりのかいやゝせうけいなまとしふとね
なかうけなりかなうもしん人かりひやれく
もしるにゝあきゝしたとをねあさくらすり
りまりまし人くとしうあり

委ハ彼物語ニ見タリ恐繁之詞多略之

かくさけなかなきもしらんほとゝきすまれく
もしらにはわきさしもえをねあさらかすり
りとりすもしんへとしろわりよ
垂ハ將物語ニ云まいりて菓之詞多略之
りうきぬもとゝゐこれをいつしわよて
上にあまりのおきまて給とひとつされ
そりの手ねをするとりろたけのうのし　可弘之
西宮抄云布衣　太上天皇已下随使服用　云沢
歎藥　日本紀
ゆきあし
蹄　本朝　讀同
たはうら山
帝王系圖記云　宇多法皇山陵在大内山仁和寺西　今そかくれ給てのちは此所を
伊勢のすみけるまうひのゝとかれは松風すくくふなれ
吏部王記云　天慶二年正月十日　大内山火起不滅
内裏　日本紀第七
吏部王記云承平三年閏月六日天子放若狭国所献之雉
於大内山
成人云文永六年山陵使ヲ被立之時於山陵遂以不知之
日本紀私記一時
おほのありさまはいはすいしんつゝこそみえき
ましわらんぞれ
日本紀第十五云
山田大兄之妻子及随从者自経死者衆
たはしさここうよ
圍碁こわ事や　勅字類
こぬふえ
唐令云高麗皮横笛高麗笛　俗云左方布衣
哥云
こまふえのこゑもやうのきりしさされん
なきとをりてしめるまくけさへ　云々
ひは
風俗通云琵琶本出於胡也馬上鼓之　毗婆二音
一云魏武造也今之所用是杵筋刀　音

ひは
蕃名苑云琵琶本出於胡也馬上鼓之 毗婆二音
一云魏武造也今之所用是蒋魴切〻云撥 音撥〻 用撥字
撥名也
うれ
ひくころのわかめみすつるりいとさくえこそ
山ふきなれはもりけりきり 於萬葉十九
浦さやかやかく 大伴家持
妹門 呂
伊毛可〻度 於〻世太奈可〻容里上田安須安可祢天也無〻
和可田可波比以知可左乃於比知可左乃里上無毛於
世不良奈無り之天多辛左り 无方也比利以可左也
比利り也比利沢〻 天米加良无り之天多辛左り
わかやるらし 絃
奥手云若柴之始也
らいすくつまてまろゝ月乃
こすゝのすゝれはくらしいのちこ
おろしへ月のあらわれいつゝ 古今十六 女のそとこそをるらん
これ
菌ヒ字 禋 鞇 車也 文鞇 ヒ上内
えひのつ
文字集略云衣衣香 俗云衣比 文於反文 上音於葉反
いらくらしまさかしましろそねつん
りのかいいくくねゝのえも
此手いまろその心にもひえをのえるき無言
きんそしゆくかれいくいつれすありけりこ
のいひいろやしきさは時間於何けと聞とらる
頻備奇ると五更をとりそて更のうるのおほと
文點とて鐘をうつりまあらをかくしくね
流きてきらんといひつるし此義し説とらる
らうる同註之独ち慈深之椎義也 釈可注之
の絃いすそうしそしきうすさいくるとの絃
むなくにおりみちやいひくそれ 古今十九
なそ世中のくきりくさかなと 今よしと
さまくさきゝうろまかいくるすつきされ
あれ

らうし同注之独ら甚凉之稚義也 粋可哀之
の絵にすみうつしそれすすさいくみーとの絵
おりんほにおりんすやいりひくそれ
なみ世中のこすみすさなる 宗今十九 まへんしす
ちまうまさりうゑねいくみーうそうれ
あれわうしんのしろや 宗行文
襷 ゑちやとゝ 久らゝさき 俗衣
櫃 夏 禅 聊又
いわねをいいふりしゆさうとしうそかゝ

おりこうろいくみーゆうう
ゆくいしうゆく水のわさうくけり
いうそ おりうろいふしさきわり
白うろいそ万をくしあうしいわ
うし 先勘り
むしさきのかきのちしてそれなさいをそれ
おうふうつすめ
紫者灰指物曽海石榴市之八十衢介相児武言説 名 百十三

紫井
しろしとさなりてめくりひあひけるき
おほいちきた

天禄内裏哥合 縦右日記云
夜うすうゑ 藤方まけさうりゆせ おほ
わうひいとおしもへ 傾雅のあしたかすみ

簗云て
康保三年十月七日此日覧殿上侍臣奏楽遊也
右水清真大舎人算良岑行正小算簗管不云
さくそうの小え

尺八 律書楽圖云尺八為短笛
遊仙窟云十娘日五嫂詠筆 児詠尺八
大こゑさんかうらしのわりしすゝめりやらく
てりうつうそもし

和名云
大皷 枹附 律書ゝゝ之介雅云ゝ 今案俗或謂之四皷文不見所出
謂之鼓賁 蟠即達皷也 ゝ息 右ゝゝ枹一名枹 亦作桴
以皷手ゝゝ也

[illegible]

大こゑさへかうらしのかくしまさるに よそろく

ていつうちなりし

和名云

大鼓 枹附 律書云之介雅云 今案俗或謂之四鼓又云有一二三之名此次鼓節此第四名

謂之鼓貴 鼙即達鼓也 鼓者云槌一名枹 音浮字亦作桴 所

以撃鼓也

ゑのまゝにいつとおほつかなく拔れ[illegible]

なりそふのところひなくてすさゆく

うつほ 鼻さわけのき

菩薩[illegible]きくめきのもあそこゑ

そのりし作か ゆられ[illegible]

きくて ふ花のしなみ いき

このわうきこの雅ききして

奥平云 御いろさ紅葉賀云 行幸之雅也

このむしきさのゆらくね[illegible]

奥平云 むしきさのゆら 君此葉[illegible]

御らいひろくやきのま[illegible]の物わ[illegible]

菩提の手 黄色なるはひろくさいふ歟

吏部王記云

天暦五年六月九日太上皇御殖松院右大臣及眉

方読太夫大年 仕競馬眉継為徳府御膳沈香析

敷口数 鞍用秘色 云々

[illegible]

[illegible]

[illegible]

うつほくらひらき下
たちはなはしのりてあつみ宮のをとゝもさいつるまて
みかと一二ちかいやまわれは屏風はとこのひとつくる
みかのうちのさかけうつ木丁はとかつれきて
宮はあやらいわかれのうへくやすかれはひとつられ
すりけうりわさゝぬきて出をけのすゝみさゝら
大まつりをさうしかうましいひかけしてく
しわさくまんしかりのひめきてまて

すいかうえしうきつけさうてつあさいしわかれ
りてまさりの行りのまゝあはせてあしさのとさあ
うわらきいうしさいりうらう
これ或世可宮のしきぬおおれはしうしてかれは
うらうへてや
おはすの二のまさささの御ゆのうと
こうち少人たうあまわしりのあまのうさい
わらうかうひかそくの川きとも

くきくさ
檀紙 又女房 日本紀
くかとしくれてきしきうひゝさひつきの内教坊内侍
所のかしこうに神ちあうやと
といさるえくふつふてあり
そうやたはいわらく

斎院
弘仁九年始置斎院限日十四年　天長元年辞退
嵯峨天皇第九御女
舊一品有智子内親王斎院之最初也
女弘仁九年五月
十九日定之

ひなひかる
伊勢物語に行て陸奥へゆきたりけるに
國の女のあるまするさへさうりうひそけるを
うつり
うるはし
奥の手にひきうるもえ歌
華嚴
ひかうり
あうきしひかさらのくさみかとおほゆ
陀羅尼集經云欲畫其像畫世尊像身真
金色著赤袈裟戴七寶冠作通身光口其下

ぬきたゝまうとて云歟
華鬘かりなれ
あそひかさねのつまかゝれけれは
陀羅尼集経云欲畫其像盡世尊像身真
金色著赤袈裟戴七寶冠作通身光其下
左邊作文殊師利菩薩身皆白色坐於師子右
邊畫作普賢菩薩莊嚴如前坐於白象四聲 字
苑云、烏獸名似水牛大耳長鼻眼細牙長者也
梨た
かくさまに
少青欲少字とさとまり字をに請事にけむてさとまり
人魂乃佐青有公之但獨相有之雨夜葉兆左思所念 十六
さまかりて
明石のうらをこきひさかひてとをり
ゆかしけれ
或人云江染深色上代殊可禁制之由被下 宣旨 延
喜十八年三月十九日給本様色消こし与年来之間不
随様色殊好深染宣可禁過之由有 宣下如一个染
非制限可称聴色歟
あやまきのかくしきね
四聲字苑云貂音彫和大似鼠黄色皮毛柔蠕故天下堪作裘衣 唐韻云貂
以為縁衣 貂有黄黒出東北夷黒貂和名不流木
魏書曰鮮卑有貂豽鼲子皮毛柔蠕故天下以為
裘衣貞観九年正月十七日始禁著用 招裘衣 但
参議已上不在制限 見類聚国史七十九
延喜弾正式云貂裘衣者参議以上聴著用之云々
西宮抄云臨時祭舞人皆服黒招皮衣
蕃客参入之昔重明親王著黒貂裘衣八重見物
之由見于江談
うつほ 蝉しなくて此大将しそよりさうなく
それまんやたの前とあいゝれ此そのありなかられ
あやのすゝめれてしろきあやのうちきつきて
て六尺そられ色あやきのいきねあやのうちいき
てわたいかつ御てみそ川いまとうまかいてと
高光日記云

[illegible]

あやのまくいれてしろきあやのうちきうえて立えうれ名のうちのつきねあやのうちきを
てわたいれら御てをけりまとうまふと
高光日記云
中宮ちうちをいうの御ひいうれうちのうち

あううちひとうれ名うちさの内うあをまひの
さまのさあををのうえ海うてまうれ給云
衣あれを山はまもてこいあれいこのうえきぬう
風いあうえんうてなうてまうとあう御あう
ら風ら名をきとうちかんきねのうれうさう
のうち神うわれあう

山町ク性叶のまいいうし蒐令衣鄙衣温紅藍ヲ色
濃輝衣殊裳深紫蘇ヲ彩醸見于出選

ここいの乃ひ人けきうら御さううくあれと粉ク
やうなる女のいうらひにこるうなうくしき
まいとりてうやうれら

古代欲些巻奥云つてをうらてこれ行ものの
ふこいなうさこうこいのにんきこの内ふうけて
ううあ内ふ内てうあけうとりけう

古代假借物語云云 蒐桐

ふ一さいのあうとなうあのきうれ
うこいのんうとなうあのきうれ

延長二年十月廿一日史部記云左大臣仁和行河
行幸日記云梅廣相著狐尾祝著靴是承和小野篁
滋野貞主等例云是傷服令国鞆朝臣 鞆朝臣落
須著狐尾祝不失舊例按家史納言云行川行幸
王公皆著帽衣著行騰唯廣相朝臣不著行騰腹
巻著靴衣尾自長故曰狐尾祝家該狐尾[illegible]公
宋玉賦玉造等い女人しきうて と見ら今義と
相違ヲ

されとけこのういるうてうさしうまとうの
唐文粹
古人有言御宴蓂莫若皇衆上轉蓂如自脩
曲礼注云衣太温消陽氣
うううううてうてうてうしまうう
進仙扉云鏡咲倫殘嚬 金蓂露半磨
ううううううううううううううううう

曲礼注云衣太温消陰氣

ふうそくのてくろむらさきいろひしまつろ

遊仙窟云鍛咲偸残靨　含羞露半脣

こゝろにくしきいろのねりひてうるはしう

女房衣を着欤

西宮記云　服者ハ衣束

昇殿上官儀式官随身官後服位服

よるはこゝろしらすみゆるもさらにかくろへてやまと

おほつかなれ

哀年やつれたるみすはらのきぬきかくれのうち

おやすれはそれしてうち紙ふくおもき

よるのまもきるもしもひろにこそしつゝける

女房蔵人之説注之但公所并此代不審事歟之

狭衣物語　よるよるのにほひしろきしつき給はれとものちの枕志

夜のものをきるとも云古今和歌集事へ無不審歟

松の木女のおのれときゝそりてさとこなるゆかしさ衣

ふりのみのふらみなり

はのつかひ川十五のさはやまの

うつろふもわかはねりいろかき　後撰十六左

なきさあらはかくかくれをとうらすいたかれのゝ

名にしそひてきこえしもそうるはしのはそのこそきかれく

夜深爐火盡　霰雪自紛々

幼者形不蔽　老者體無温

悲端与寒氣　併入鼻中辛　文集第一　秦中吟

みちのくよかみ

大鏡云　謙徳公大饗とも絵は寝殿の哀抜此壁

のところ黒ふみにれんにほふ小御しへして

陸奥紙とかひよをかきおほえてのけり

きよ〳〵のけり

治暦五年正月十三日辛巳左衛門督尉源忠季奏陸奥

國貢金解　砂金参佰両　檀紙　數多　見後三条院御記

〃賀秀女集云　ナゝの國のまゆみこれ紙らに

就之案之檀紙陸奥よりかまゐけるゆへ分明欤

陸奥紙ハ檀紙ナ北異名と云事往人之義大略

一同也野宮左府の羽林抄にも経近衛司ゆへの人へ

陸奥紙をねしきつゝこのくち借よりそへ　或本説

図貢金解　見渡之事法言

檀紙　穀紙

賀茂神社集云ハ今の図つまのこと紙なり

就之案之檀紙陸奥より出来けり分限記

陸奥紙檀紙ハ異名と云事法人之義大略

一同也野宮左府の羽林抄に経近衛司はの人へ

陸奥紙すかぬ紙をつかふ口備ふ也 或ハ反

此寺時檀紙の義歟但檀紙門抄に義聊有不審

後白川法皇御倉納物目六に檀紙陸奥紙と各別に

被注之可決し若御記に穀紙といふ陸奥紙歟

可尋之

かゝる衣きのこゝろにてなれるとしをくるそらのつ

河の瀬をうるゝのはるさんつゝこゝろ

春のこゝろ後のつきかげ　元真集

うてもさかさんんしきまよ

あくゆれハなりつくゆみのそしらつの

神もうさほさんんかわしなる　万十八

いまやうの名ハえゆるすしう

雖有禁制人宮殿義願仏推意義用深紅之深若有此義

うつゝ　つゝ

けるつくしハこゝろきりの所のいまやうの

うらきゝとゝねとくうけわつる

をつるハ名のこゝろにてなるこのまつ心ハ所ハ

人しれをなりつくるくれる井の

をつ心ハのあしそのめん　十八

なこきくれとてしつ

くれる井のなこ心ハ

くれわるふかうひもり

をつ梅の花乃名ハと名のこゝろ

奥事云東子ハ紙つゝもてハ名のこゝふ

鹽云ハ里ハ名ひとかすの文しわてハ名紙

すくとゝふと名ハ心とうひもるとか

しをいふ

さしきしをあるにかゝりこのうの

玉鬘巻云

すゝとふこみさぬ山のとうかひろふあるやかの
まそいうさん

さむきしもあさにかれりゝのめみ

玉蹄巻云
井中ひさのかい欄りをきゝねるとそて云ゝ
大和物語云武蔵守のむすめのいとこ紀のかみのかきに住はへ
蜻蛉日記云守ようなる御調しをれといひをゆり
ういれりけうらよ目とのさいそれなるのめいゆりしゝ
まそわゆえみるゝ本 本三条院とうしてうのかの御時みるとし
わすれようとつゝるみの衣てしかきのてしとかえりのみすゝし
こゝろきみなみふあのしへこうりのき
おいわよくとさへいるとさそてつゝかれ 拾遺十二 よみ人しらす
らいくゝめのなりりぬ

蒲萄 エビ 日本紀
和名云文選蜀都賦云蒲萄乱潰 萄ノ音ハ陶漢語抄云蒲萄 衣比加豆良乃美
廣雅云蒲陶木ハ白黒黄之種
職原抄云蒲萄染 臘又 天元三年以後不着之寛治六年二月
廿九日朝覲行幸 成尹不敢 而着蒲陶下襲
寛治五年二月廿八日中殿云臨時祭蒲萄下襲ヲ着
如何似云使英雄人之時著之常不能著也
又云寛治四年十一月廿九日八幡御幸 朝下 同五年
二月十一日日吉御幸 内府
永徳元年十月十六日 法成寺 大臣 新宴供養之上之時着之
下襲云々

おくこゝの
ちろねよ聊之り
あをうまの日はきち之

年中行事云正月七日白馬節会及叙位事 白馬事 無所見
奏御弓事 件等事
出御御弓以前奏事由侍内侍所 白馬渡御前事雖御物之所渡之
内裏式云七日宴会式所司儲帳及宴会之儀一同元日。
宣命大史前於庭中宣制 日令詔久 今日波正月七日乃
豊楽聞食須日尓在故是以御酒食而恵良伎常之見青
馬見留退支為尓奈止須弊乃大物給久止宣
嵯峨天皇弘仁二年正月七日始覧青馬

きやうくゝい
覧 魏武疏云純銀奈布云々

馬見田ゝ退ゝ写立奈須弊乃大物給ゝ以宣
嵯峨天皇弘仁二年正月七日始覧青馬

きやうたい
和名云鏡臺　魏武疏云純銀奈帝ゝゝ　行色云ゝ加ゝ三加介

うてなけ
和名云厳粧　魏武疏云木蓋ゝゝ俗用　君椅連三字云加良久之介

ことゝにさとこしきそぬくてしまつゝく
ぬらさしもられて内字是文にあらまゝむ引ん
ゆふしきとの作つは
わらまのちしそろつわしたわ
またゝぬらくひともの山ひと　拾遺一　朱性
きくはる春つとかゝうして
りらそのさへ加ゐる春はりめしとふり
おなれまれもやれすふりゆく　古今一　よみ人しらす
ゆめりとうみ為とうちすまして
韓云蜜態縮縮琳也又神也秋聲究博無敬非無敬
興平云
ゆゐんところたはつへるれとかはつれ
揺わよそしつハわきかねつる
これよりはうへしのいめひさもの剥遠さと
うちうして抱いひいそちの秋聲とハ松根ゆる
ありや
秋云右詩云吾よろうひてハ松にしも其故ハえし
めて聲を関ちんよハゆゐんのところ松よすそれ
いふやきみるといひろゝや

ちくほゆん
文選注云黒ゝ鎬目在東海中其大俗以草染鎬故
量鎬　俗云八久呂女　今婦人有黒鎬眉故取之

へに
糎粉糠　名云ゝ　今案糎即糒字之ゝ赤也　涅使赤所以着類也　和名ハ介
へ中のやうよいろのうへ紅粉
平中みるめとふかくうしろとみゆんそく
すうれのめよ水をいれてめ紙ぬりしけつるとも
のかろてそのゆゑはすみとへかゝ紙して

一い

桂粉糠 名云一 今素桂即稲字こ一赤也 淫使赤所以著類也

和名抄

へ、年やうよいろのうえ行ぶ

平中 今はとふるくるしはとみえんそくく

すりはつるよ水をいれてめはるしけるとも

うるてうのゆるまみと入らうるかして

きめやふしてかてるふるけることて

初とこうつてうさきみのえてもれる

人ともみいくるのうきよ 土和物語と

喪平云こと年こ八ゆすのはつるの水と今のつ、こをも

ゆしてうのこい紅つこあるを年ゆきるるまつ

もえ八年ゆきもみかい色こもこ行り

まかるとはゆきもし梅のえれ術こう

はれ行くるるのてかうもれ 業家集

はつくしこ八

江談云人家階隠者元者不例事也其起於和銅行

幸云不知被令云行河行幸之日天皇自五条廻御在

所御乗馬車御輿有新儀造階数也仍階隠始

於此時也